



A-1 理学療法と倫理

(2014年4月)

公益社団法人 日本理学療法士協会
生涯学習課

学習目標

- ◆職業倫理としての医療倫理や理学療法倫理について学ぶ
- ◆医療提供者としての医療倫理及び患者の権利を理解する。

倫理とは

「① 人倫のみち。実際道徳の規範となる原理。道徳。② 倫理学の略」 (広辞苑第5版)



「ひと」として生きていく上で関わるすべての『他(自己以外のすべての者・もの)』との関係において、守られるべきみちすじ、規範

職業倫理とは

ある特定の職業または地位にある人が、その職務を遂行する上で守らなければならない倫理であり、大きく解釈すれば全ての職業について求められるべき、または、あるべき姿勢。



プロフェSSIONALに求められる基本姿勢

専門職 ⇔ professional

profess = 公言する、宣言する、誓約する
古典的には、聖職者・医師・弁護士など、人生のnegativeな側面への支援を業とするもの(職)



昨今では、そのみならずpositiveな側面への支援を業とするもの(職)についても使用

Professionの定義

1. 公共へのサービス
2. 特殊な技能
3. 教育訓練
4. 特権または地位の法的、社会的承認
5. 自己規制の集団
6. 非利己的態度

ピーター・ライト (1951)

医(療)に関する宣言 患者権利に関する宣言

ヒポクラテスの誓い

医神アポロン・アスクレピオス・ヒギエイア・パナケイア、および全ての神々に誓う。私の能力と判断に従って、この誓いと約束を守ることを。

この術を私に教えた人を、我が親の如く敬い、我が財を分けて、その必要あるとき助ける。その子孫を私自身の兄弟の如く見て、彼らが学ぶことを欲すれば、報酬なしにこの術を教える。そして書き物や講義、その他あらゆる方法で、私の持つ医術の知識を、我が息子、我が師の息子、また医の規則に基づき約束と誓いで結ばれている弟子どもに分ち与え、それ以外の誰にも与えない。(続く)

ヒポクラテスの誓い

私は能力と判断の限り、患者に利益すると思う養生法を探り、悪くて有害と知る方法を決して採らない。頼まれても死に導くような薬を与えない。それを悟らせることもしない。同様に婦人を流産に導く道具を与えない。純粋と神聖を以て我が生涯を貫き、我が術を行う。結石を切り出すことは神にかけてしない。それを業とするものに委ねる。いかなる患者を訪れるときも、それはただ病者を利益するためであり、あらゆる勝手な戯れや墮落の行いを避ける。女と男、自由人と奴隷の違いを考慮しない。医に関する否と関わらず、他人の生活について秘密を守る。

この誓いを守り続ける限り、私はいつも医術の実施を楽しみつつ生きて、全ての人から尊敬されるであろう。もしも、この誓いを破るならば、その反対の運命をたまわりたい。

ジュネーブ宣言

医師の一人として参加するに際し

- ・私は、人類への奉仕に自分の人生を捧げることを厳粛に誓う。
- ・私は、私の教師に、当然受けるべきである尊敬と感謝の念を捧げる。
- ・私は、良心と尊厳をもって私の専門職を実践する。
- ・私の患者の健康を私の第一の関心事とする。
- ・私は、私への信頼のゆえに知り得た患者の秘密を、たとえその死後においても尊重する。(続く)

ジュネーブ宣言

- ・私は、全力を尽くして医師専門職の名誉と高貴なる伝統を保持する。
- ・私の同僚は、私の兄弟姉妹である。
- ・私は、私の医師としての職責と患者との間に、年齢、疾病もしくは障害、信条、民族的起源、ジェンダー、国籍、所属政治団体、人種、性的志向、あるいは社会的地位といった事柄の配慮が介在することを容認しない。
- ・私は、たとえいかなる脅迫があろうと、生命の始まりから人命を最大限に尊重し続ける。また、人道に基づく法理に反して医学の知識を用いることはしない。
- ・私は、自由と名誉にかけてこれらのことを厳粛に誓う。

リスボン宣言(患者の権利に関する宣言)

1981年9月/10月ポルトガル・リスボンにおける世界医師会第34回総会で採択
1995年9月インドネシア・バリにおける同第47回総会で改訂

前文

医師、患者、社会一般という3者間の関係は近年著しく変容して来ている。医師は常に自己の良心に従い、患者の最善の利益のために行動すべきであるが、患者の自律と公正な処遇を保障するためにも同等の努力を払うべきである。本宣言は医療従事者が是認し、推進すべき患者の主要な権利を全てではないが列挙したものである。医師およびその他の医療に従事する者・機関はこれらの権利を認容し擁護する共同の責任を有する。法律や行政、あるいはその他の機関や組織が患者の権利を否定する際には、医師はその権利の保証あるいは回復のため適切な手段を講じねばならない。ヒトを対象とする生物医学(biomedical)研究(治療を目的としないものを含む)においても、被験者には研究を目的としない通常の治療を受ける患者と同等の権利や配慮が与えられるべきである。

原則

1. 良質の医療を受ける権利
2. 選択の自由
3. 自己決定権
4. 意識喪失患者
5. 法的無能力者
6. 患者の意思に反する処置・治療
7. 情報に関する権利
8. 秘密保持に関する権利
9. 健康教育を受ける権利
10. 尊厳性への権利
11. 宗教的支援を受ける権利

患者の権利宣言

すべての人は、その人格を尊重され健康に生きる権利を有しています。健康を回復・維持または増進するため、医療従事者の助言・協力を得て、自らの意思と選択のもとに、最善の医療を受けることは人としての基本的権利です。しかし、医療現場では、しばしば患者は、適切にその内容を知らされないまま診療や治療を受けているなど、医療行為の単なる対象物として扱われ、その人間性は十分には尊重されていません。また、日々提供される医療は、薬づけ、検査づけや後を絶たない医療事故にみられるように、生命や健康を十分に守るものとはなっていません。このことは、医療をとりまく諸条件にも問題が存在するとともに、医療従事者が患者を主人公として考えず、患者が自ら主体として行動しないことにもその原因があります。

1984年10月21日 患者の権利宣言名古屋大会

患者の権利法をつくる会

患者の権利宣言

このような現状に対し、患者の有する権利の内容を具体的に明らかにすることは、極めて意義深いことと考えます。患者は、不断の努力によってこれらの権利を保持しなければなりません。また、医療従事者はこれらの権利の実現に努め、その擁護者となるべき社会的使命を負っています。私たちは、医療の現状をゆがめている政治的・社会的・経済的諸制約を克服し、より良い医療を実現することに向けて、この権利宣言が患者と医療従事者とが手を結びあう第一歩となることを確信しています。

1984年10月21日 患者の権利宣言名古屋大会

患者の権利法をつくる会

1. 個人の尊厳

患者は、病を自ら克服しようとする主体として、その生命・身体・人格を尊重されます。

2. 平等な医療を受ける権利

患者は、その経済的社会的地位・年齢・性別・疾病の種類などにかかわらず、平等な医療を受ける権利を有します。

3. 最善の医療を受ける権利

1. 患者は、最善の医療を受ける権利を有します。
2. 患者は、必要なときはいつでも、医療従事者の援助・助力を求める権利を有します。
3. 患者は、医療および医療機関を選択し、また転医する権利を有します。転医に際しては、前医の診療に関する情報および記録の写しの交付を求める権利を有します。

4. 知る権利

1. 患者は、自らの状況を理解するために必要なすべての情報を得る権利を有します。
2. 患者は、これから行われようとする検査および治療の目的・方法・内容・危険性・予後およびこれにかわりうる他の手段、すでに実施された検査・診察・診断・治療の内容およびその結果、病状経過などについて、十分に理解できるまで医療従事者から説明をうける権利を有します。
3. 患者は、治験・研修その他の目的をも帯びる診療行為を受ける場合、そのような目的が含まれていることの説明をもうける権利を有しています。
4. 患者は、医療機関に対し、自己の診療に関する記録などの閲覧およびそれらの写しの交付をうける権利を有します。
5. 患者は、主治医ならびに診療に関与する医療従事者の氏名・資格・役割を知る権利を有します。

6. 患者は、医療機関から診療に要した費用の明細の報告および医療費の公的援助に関する情報などを受ける権利を有します。

5. 自己決定権

患者は、前項の情報と医療従事者の誠意ある助言・協力を得たうえで、自己の自由な意思に基づいて、検査・治療その他の医療行為を受け、選択しあるいは拒否する権利を有します。

6. プライバシーの権利

1. 患者は、プライバシーの権利を有します。
2. 患者は、その承諾なくして、自らに関する情報を自己の診療に直接関与する医療従事者以外の第三者に対し、開示されない権利を有します。

ここに患者の権利を宣言します。

医の倫理綱領

(2000年日本医師会制定)

医学および医療は、病める人の治療はもとより、人びとの健康の維持もしくは増進を図るもので、医師は責任の重大性を認識し、人類愛を基にすべての人に奉仕するものである。

1. 医師は生涯学習の精神を保ち、つねに医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
2. 医師はこの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように心掛ける。
3. 医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し、やさしい心で接するとともに、医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める。
4. 医師は互いに尊敬し、医療関係者と協力して医療に尽くす。
5. 医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守および法秩序の形成に努める。
6. 医師は医業にあたって営利を目的としない。

理学療法士と倫理

公益社団法人日本理学療法士協会 倫理規程

日本理学療法士協会は、本会会員が理学療法士としての使命と職責を自覚し、常に自らを修め、律する基準として、ここに倫理規程を設ける。

基本精神

1. 理学療法士は、国籍、人種、民族、宗教、文化、思想、信条、門地、社会的地位、年齢、性別などのいかににかかわらず、平等に接しなければならない。
2. 理学療法士は、国民の保健・医療・福祉のために、自己の知識、技術、経験を社会のために可能な限り提供しなければならない。
3. 理学療法士は、専門職として常に研鑽を積み、理学療法の実践に努めなければならない。
4. 理学療法士は、業務にあたり、誠意と責任をもって接し、自己の最善を尽くさなければならない。
5. 理学療法士は、後進の育成に努力しなければならない。

公益社団法人日本理学療法士協会 倫理規程

遵守事項

1. 理学療法士は、保健・医療・福祉領域においてその業の目的と責任のうえにたち治療と指導にあたる。
2. 理学療法士は、治療や指導の内容について十分に説明する必要がある。
3. 理学療法士は、他の関連職種と誠実に協力してその責任を果たし、チーム全員に対する信頼を維持する。
4. 理学療法士は、業務上知り得た情報についての秘密を守る。
5. 理学療法士は、企業の営利目的に関与しない。
6. 理学療法士は、その定められた正当な報酬以外の要求をしたり收受しない。

(昭和53年5月17日制定)
(平成9年5月16日一部改正)

理学療法士の職業倫理ガイドライン

◆ まえがき

理学療法士の資格が日本に誕生してから40年が過ぎ、日常に「リハビリテーション」という言葉が国民に使われ、準じて理学療法士行為である理学療法が一般にも理解されるようになってきている。近年は、高齢社会の背景も手伝い、理学療法士に対する社会の期待と要望が大きく膨らんでいる。これに対応するかのよう、多くの理学療法士の新人が生まれ、(公)日本理学療法士協会会員の急速な会員数増加と平均年齢若年化が加速している現実が観られる。また、理学療法士の活動の場が、医療領域のみならず福祉領域など多方面への広がりに伴い、所属する病院や施設の中で、先進の指導を受けつらい環境の下で業務に携わる若年理学療法士も増加している。一方、社会の発展とともに情報化も加速進展し、国民が有する医療・福祉すなわち疾病・障害に関する知識は非常に高いものとなっている。これらの事象を通じ、国民の理学療法への認識が高まれば、当然に、理学療法士各人を見る目も厳しくなるのは想像に難くない。

理学療法士の職業倫理ガイドライン

- 加えて、今日のわが国の社会情勢を鑑みると、医療分野を含めたさまざまな分野において、経済効率優先の裏面として社会モラルの低下が強く問われており、職業倫理観の不足や欠如に起因すると思われる事故や事件が表面化し、職業倫理破壊が始まったとさえいわれるようになってきている。
- このように、若年理学療法士の一気呵成な増進と職業倫理に対する社会的要求が高まる趨勢の中で、理学療法士としての品性がますます問われる時代となっていることは疑いない。(社)日本理学療法士協会会員にあっては、その業務や日常において、知識や技術の向上だけでなく倫理観(モラル)の常なる向上を心がけ、会員各々が相応しい品位を身につけ、且つ保つように努めなければならない。
- 会員は、診療にあつての責務においてのみでなく、研究や教育にあつても、医療に携わる専門職の一員として『人格、倫理および学術技能を研鑽し、わが国の理学療法法の普及向上を図るとともに国民保健の発展に寄与する』(社団法人日本理学療法士協会定款第3条)のために、自己を律し自らの責任で理学療法士としての行為をなす必要がある。